

# ふたば便り

ふたば税理士法人

2010年10月号 (Vol. 98)

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市北区北7条西6丁目2-34 SKビル7F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

## 円満相続のためにできること（その5） ～贈与税～

贈与税は高い！とよく言われます。そこでまず、亡くなったときの財産に課税される相続税の税率と、生前に贈与した場合の贈与税の税率とを比較してみましょう。

相続税				贈与税			
法定相続分の各相続人の取得価格	税率	控除額		110万円（基礎控除）後課税価格	税率	控除額	
1,000万円以下	10%	—		200万円以下	10%	—	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円		200万円超 300万円以下	15%	10万円	
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円		300万円超 400万円以下	20%	25万円	
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円		400万円超 600万円以下	30%	65万円	
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円		600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	
3億円超	50%	4,700万円		1,000万円超	50%	225万円	

税額を単純に比較すると、贈与税の方が高いように感じますが、実際の税額計算はより複雑で、遺産総額と相続人の数によって実効税率が異なるので、相続税の実効税率と贈与税の実効税率とを比較してシミュレーションしてみる必要があります。

例えば、遺産総額が2億円で相続人が子供2人の場合、相続税の実効税率は12.5%（2,500万円）となります。したがって、贈与税率が12.5%となる560万円までなら贈与の方が税金は安くなります。

ただ、そうはいつでも贈与の際に支払う税金に抵抗のある方も多くいらっしゃいます。一度に多額の財産を贈与すると重い税金がかかりますが、贈与税の非課税枠110万円を利用して、毎年少しずつ贈与をすれば、贈与をしなかった場合に比べて相続税を減らすことができます。

また、一度に多額の財産を贈与する場合に検討したいのが、「相続時精算課税制度」です。制度の趣旨は、親から子どもへの財産移転をうながし、子供世代に住宅などの取得資金として利用してもらい経済を活性化することですから、上記のような重い税率を適用せず、一定金額までの贈与については相続のときまで課税を繰り延べることができます。

具体的には、65歳以上の親から20歳以上の子供に対して行った2,500万円（住宅取得資金は4,000万円）までの贈与には税金を課さず、2,500万円を超える部分についてのみ一律20%の税金を仮払いします。実際の相続があったときにはその贈与した財産を含めて相続税を計算し、すでに納めた贈与税を控除して精算します。結果的に相続税のかからない方であれば、2,500万円までは無税で移転することができるためこの方法を採用することをおすすめします。

### ◆新規創業セミナー開催のお知らせ◆

新規創業セミナーを開催いたします。創業間もないお客様、是非ご参加お待ちしております！！

また、お知り合いに創業されたばかりの方がいらっしゃいましたら、お声がけいただければ幸いです。詳細は別紙案内をご参照くださいませ。

